

大阪府立母子保健総合医療センター手術棟(増築)建設工事

入札心得

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立母子保健総合医療センター

(目的)

第1条 この心得は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立母子保健総合医療センター(以下「母子センター」という。)が行なう「大阪府立母子保健総合医療センター手術棟(増築)建設工事」の総合評価一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

- 第2条 入札参加者は、この心得及び関係法令を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は入札に際し、母子センターの指示に従い、円滑な入札に協力しいやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げ、他の入札参加者を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事等を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。
 - 3 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
 - 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)、刑法(明治 40 年法律第 45 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

(入札参加資格)

- 第4条 入札参加者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構(以下「大阪府立病院機構」という。)による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を母子センターに提出し、当該入札の参加資格の有無について審査を受けなければならない。
- 2 次の各号の一に該当する者は参加することができない。
 - (1) 前項に規定する公告に掲げる入札参加資格を有しない者
 - (2) 公告の日から入札書の提出期限の日までの間に入札参加資格を取り消されている者
 - (3) あらかじめ連絡した当該入札に関する一般競争入札参加資格確認通知書を受領しなかった者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為を行うおそれのある者又は行った者

(入札保証金等)

第5条 入札保証金は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (1) 保険会社との間に大阪府立病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき
- (2) 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 2 前項第2号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。
 - (1) 過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること
 - (2) 過去の契約において、契約を誠実に履行していること
 - (3) 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること
- 3 前各項の規定にかかわらず、落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の105に相当する金額(以下「契約希望金額」という。)の100分の2に相当する金額を母子センターに支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府立病院機構入札参加停止要綱 別表13(経営不振)の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (2) 大阪府立病院機構入札参加停止要綱 別表6(安全管理措置)(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - (4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

(入札の方法)

- 第6条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印又は署名のうえ、指定した日時及び場所において提出し、母子センターの確認を受けなければならない。
- 2 入札参加者は、本件入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
 - 3 入札書の記載については、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)とすること。
 - 4 前1項の規定については、郵送及び電送を認めない。
 - 5 入札書提出場所への入室は、原則として入札参加者のみとする。

(入札の辞退)

- 第7条 入札参加者は、入札書の提出期限の日まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回することができない。
- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札書の提出期限の日までに、入札辞退届を母子センターへ直接持参すること。
 - 3 入札書提出期間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札に係る指名等において、不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書き換え等の禁止)

第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中断、調査及び取り止め等)

- 第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、母子センターが必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札の執行を取り止めることがある。
- 2 前項の規定により母子センターが調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
 - 3 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第 10 条 開札は、入札書の提出時に当該提出場所において、原則として入札参加者を立ち会わせて行い、その双方で金額確認を行う。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (3) 記名押印又は署名を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行なったと認められる者のした入札
- (7) 同一の入札について、2以上の入札を行った者の入札
- (8) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札を行った者の入札
- (9) 入札内訳書を提出しなかった者のした入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札を行った者の入札

(失格)

第 12 条 次の各号の一に該当した者は、失格とする。

- (1) 予定価格を上回る金額が記載された入札書を提出した者
- (2) 契約内容に適合した履行がされないと判断する基準価格(以下「失格基準価格」という。)を下回る金額が記載された入札書を提出した者
- (3) 低入札価格調査を実施する本件において、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた入札書を提出した者
- (4) 低入札価格調査を実施する本件において、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる入札書を提出した者
- (5) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ① 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。また、建設業法第 28 条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。)
 - ② 大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要領別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要領別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
 - ③ 大阪府及び大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(低入札価格調査)

第 13 条 低入札調査基準価格を下回る価格の入札書を提出した者に対して、低入札価格調査を行う場合がある。その場合、調査は「大阪府立母子保健総合医療センター手術棟(増築)建設工事総合評価一般競争入札 低入札価格調査等の取り扱い」に基づき行う。

(落札者の決定)

第 14 条 総合評価落札方式を採用した本件においては、予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格を上回る金額で入札書を提出した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。詳細は入札説明書および技術提案資料作成要領による。

2 落札金額について、1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

(再度の入札)

第 15 条 本入札は、予定価格を事前に公表しているため、再度の入札を行わない。

(契約保証金)

第 16 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保のいずれかの提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 大阪府立病院機構が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 大阪府立病院機構が確実と認めた当該契約による債務の不履行に生じる損害金の支払を保証する、契約機関等の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

- (1) 落札者が保険会社との間に大阪府立病院機構を被保険者とする履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の 100 分の 10 以上)を締結したとき
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の3第2号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約(保険金額は、契約金額の 100 分の 10 以上)を締結したとき

(契約書の提出)

第 17 条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から起算して、10 日以内に母子センターに提出しなければならない。ただし、母子センターの承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第 12 条第 5 号①もしくは③に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第 12 条第 5 号②に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

5 前3項の規定により契約を締結しないときは、第5条第3項に定める違約金を母子センターに支払わなければならない。この場合、母子センターは一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第 18 条 入札をした者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書、入札説明書、質問回答書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(選定結果の公表)

第 19 条 選定結果については、ホームページ上で公表する。詳細は入札説明書による。

(その他)

第 20 条 入札参加者は、入札に際して、すべて母子センターの指示に従わなければならない。